

知多北部広域連合指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則

(平成18年3月28日 規則第4号)

改正 平成20年 1月31日規則第1号
改正 平成21年 5月27日規則第3号
改正 平成24年 3月30日規則第1号
改正 平成27年 2月25日規則第3号
改正 平成27年12月24日規則第8号
改正 平成29年 2月27日規則第1号
改正 平成30年 3月23日規則第5号
改正 平成31年 2月 1日規則第2号
改正 令和 3年 3月30日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者（以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 法第78条の2第1項、第78条の13第1項、第79条第1項及び第115条の12第1項の規定による申請は、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 法第78条の12及び第115条の21において準用する法第70条の2並びに法第79条の2の規定による更新の申請は、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請書（様式第2号）により行うものとする。

3 広域連合長は、前2項に規定する申請（以下「指定の申請等」という。）があった場合は、指定又は指定の更新の適否を審査し、指定又は指定の更新をすることを決定したときは指定・指定更新通知書（様式第3号）により、指定又は指定の更新を

行わない場合にあつては不指定・指定不更新通知書（様式第4号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

- 4 法第78条の2第1項、第78条の13第1項、第79条第1項及び第115条の12第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

（変更等の届出）

第3条 法第78条の5第1項、第82条第1項及び第115条の15第1項の規定による届出は、施行規則第131条の13第1項、第133条第1項及び第140条の30第1項に掲げる事項の変更に係るものにあつては指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者変更届出書（様式第5号）により、休止した事業の再開に係るものにあつては再開届出書（様式第6号）により行うものとする。

- 2 法第78条の5第2項、第82条第2項及び第115条の15第2項の規定による事業の廃止又は休止の届出は、廃止・休止届出書（様式第7号）により行うものとする。

（指定の辞退）

第4条 法第78条の8の規定による指定の辞退は、指定辞退届出書（様式第8号）により行うものとする。

（指定の取消し等）

第5条 広域連合長は、法第78条の10、第84条及び第115条の9の規定により指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止する場合は、指定取消・停止通知書（様式第9号）により、当該事業者へ通知するものとする。

（県等への情報提供）

第6条 広域連合長は、第2条から前条までの規定による指定の申請等に係る決定、変更等の届出の受理、指定の取消し等（以下「処分等」という。）をしたときは、県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該処分等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、

住所及び職名

- (3) 指定及び指定の更新の年月日並びに指定の有効期間満了日
- (4) 変更、廃止、休止、再開又は指定の辞退の年月日
- (5) 事業開始年月日
- (6) 利用定員、登録定員、入居定員又は入所定員
- (7) 運営規程
- (8) 介護保険事業所番号
- (9) 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
- (10) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号
- (11) その他広域連合長が必要と認める事項

(委任)

第7条 この規則に規定するもののほか、指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 広域連合長は、この規則の施行の日前においても、指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関し必要な手続を行うことができる。

附 則（平成20年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年規則第3号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の日前に改正前の知多北部広域連合指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の規定により提出されている届出書は、改正後の知多北部広域連合指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の規定により提出された届出書とみなす。

附 則（平成24年規則第1号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の日前に改正前の知多北部広域連合指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の規定により提

出されている届出書は、改正後の知多北部広域連合指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の規定により提出された届出書とみなす。

附 則（平成27年規則第3号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の知多北部広域連合指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の規定により提出されている申請書は、改正後の知多北部広域連合指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の規定により提出された申請書とみなす。

附 則（平成27年規則第8号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の知多北部広域連合指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の規定により提出されている申請書は、改正後の知多北部広域連合指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の規定により提出された申請書とみなす。

附 則（平成29年規則第1号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の知多北部広域連合指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の規定により提出されている申請書は、改正後の知多北部広域連合指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の規定により提出された申請書とみなす。

附 則（平成30年規則第5号）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の知多北部広域連合指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の規定により提出されている申請書は、改正後の知多北部広域連合指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則の規定により提出された申請書とみなす。

附 則（平成31年規則第2号）

- 1 この規則は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の知多北部広域連合指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則の規定により提出されている届出書は、改正後の知多北部広域連合指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則の規定により提出された届出書とみなす。

附 則（令和3年規則第6号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。